防災協力農地制度の



取り組み



活用方法



災害発生

発災直後の 緊急的使用

一時避難場所として 使用する場合

緊急性が高いため **所有者の承諾なし**で使用できます



使用後に、損失の保証と 現状への復旧を実施します

復旧対策用地 または **仮設住宅建設用地** として使用する場合

市から所有者に連絡し、 **所有者の承諾を得てから**使用できます

災害復旧のときに使用

看板設置(目印)

防災協力農地には、右記のとおり目印となる看板が設置されています。





お近くの 防災協力農地の 検索はこちら



申請等についてはこちら





▶防災協力農地の要件

- ✓ 普通畑で建物が建っていないこと。
- ✓ 危険物、浸水や崖くずれ等による二次災害の恐れがないこと
- ✓ ほぼ整形で、土地に高低差がないこと
- ✓ 農業用以外の道路や水路に分断されていないこと
- ✓ 面積3,000㎡以上(他の人の農地と合わせてでも可)
- ✓ 幅4m以上の道路に接続していること
- ✓ 相当程度の進入路がある(敷地外周の1/7以上が道路に接しているか、二方向以上の出入口がある)こと
- ✓ 自作地であること

※すべてを満たす必要があります



お問い合わせ

柏市役所農政課

TEL.04-7167-1143